

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>焼却炉運転中は焼却炉室に空気を送りこむ必要があるが、焼却炉の設備の一部である吸引ファンが故障し稼働しなくなった。そのため、焼却を平日毎日行うことができず、調査捕獲のイノシシの搬入ができない状況になっている。</p> <p>また、吸引ファン他の部品は受注生産品で納期が2月程度かかるため、早急に修理をする必要がある。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>—</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>インシナー工業（株）は、岐阜県入札参加資格者名簿に登載されている業者である。</p> <p>また、当事務所で焼却炉の設備保守点検を年間契約しかつ業務に精通しており、誠実に業務を履行している実績がある。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。